

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄 【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	24春886	旅行業務取扱管理者の管理のもと、造られた募集型企画旅行商品を、旅行商品の販売に関し最低限必要なカリキュラムの研修を修了した者がいる本地域内の医療機関や宿泊施設等(ホテル旅館等)で、Webサイトを通じて、人によるサポートにより、当該旅行商品を販売すること、及びそこでの旅行商品の料金収受を認める。 なお、当該窓口で販売する旅行商品については、販売窓口で旅行商品の内容を変更はしないものとする。	政策課題に掲げる国際医療交流の推進のため、「健康や医療目的の訪日外国人観光客の誘致促進」とともに、治療目的で来日した外国人に現地ツアーに参加する環境整備が必要。 また、「訪日外国人へのホスピタリティ・地域魅力の向上」について、宿泊の空き時間に現地ツアーに参加する環境整備が必要。 そのためには、外国人旅行者の目に触れる機会が多い医療機関や宿泊施設等で現地ツアーの取り扱い窓口を増やす必要があるものの、合格率約3割程度の旅行業務取扱管理者の人数の確保が困難。	旅行業法第十一条の二第一項	1回目	国土交通省	観光庁 観光産業課	旅行業法	Z	-	-	-	事業の採算性や利用者のニーズを踏まえた実現可能性のある案について、事業者等の関係者の意見なども勘案しながら再検討していただきたい。
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【(i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの (ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの (iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの (iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの (v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの (vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区	旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】	24春 886	a	貴庁のご指摘いただいた点について異論はございません。本提案は、育成した特区ガイドの活躍の場を創出するとともに、本地域の魅力を訪日外国人に提供するものとして、本地域の特区事業推進の基盤となるものであることを考慮いただき、今後の協議を進めていただければ幸いです。	自治体が担当省庁の見解を了解したことから、一旦協議は終了する。自治体は、要望の実現に向けて、実現可能性のある案について関係者の意見なども勘案しながら再検討を行うことが必要。上記の点を検討・具体化し、秋以降に改めて協議を行うこと。	V